

平成19年7月2日
内閣府（防災担当）

「被災者生活再建支援制度に関する検討会」（第4回）
議事概要について

1．検討会の概要

日時：平成19年6月29日（金）14:00～16:00

場所：虎ノ門パストラル新館 6階 ペーシュ

出席者：伊藤座長、石川、重川、田近、福和、松原 各委員

増田内閣府政策統括官、丸山内閣府審議官、上田参事官、上杉参事官、
篠原参事官、池内参事官 他

2．議事概要

「能登半島地震視察報告」、「第3回検討会における意見聴取の概要」、「被災者生活再建支援制度見直しの方向性（案）」について事務局より説明を行い、各委員にご議論いただいた。なお、当日欠席の室崎委員から事前にコメントがあり、事務局から紹介した。

<主な意見>

平成16年の国会の附帯決議を踏まえれば、今回の制度見直しでは、現行制度の問題点の速やかな改善をはかることが第一義的に要請されていると考えるべき。予防との関連や低頻度巨大災害との関連などのすぐには結論が出ない問題の検討は欠かせないが、それを理由にして、すぐにできる改善まで先送りしてはならない。

首都直下地震などの巨大災害に対して、政府は10年以内に被害量を1/2にするなどの目標を示している。これをしっかり実行することを前提にフィージビリティを考えれば、首都直下地震に対応できないということにはならない。なお、首都直下地震の際は、何十万棟も仮設住宅や公営住宅を建設するよりも、修繕費を支援するほうが経済的で現実的である。

住宅本体への補助については、私有財産だからどうかという問題ではなく、公共性があるか、財源があるかの問題。公共性がある場合には、限定的に補助してよいと考える。

パブリックコメントを行うのであれば、中間報告としては、関連制度や財源に関することを含めて、現在の制度についての説明を充実させる必要がある。具体的には、各種の貸付、復興基金を活用した制度、自治体の見舞金や本制度に対する上乘せ制度、税の減免、雇用保険の活用、ローンの優遇などについても紹介し、被災者支援の全体像の中での本制度の役割を示す必要がある。

また、600億円の基金規模を超える支給が必要となる場合の財源、総支給額の上限の設定方法なども示すべき。

今回、あらためて被災前の国民の生活状況、住まいの形態、地域の違いなど多様であり、1つの法に当てはめる難しさを再認識した。

現在の制度は、平常時の発想・制度運用の思想が貫徹していると感じる。災害時の制度のあるべき形とはギャップがあるのではないか。このギャップをいかに埋めるかを考える必要がある。考え方としては、シンプル(単純明解)、スピーディー、シンパセティック(被災者の心に添う)の3Sな制度とすべきだろう。その場合、フリーライダーにどのように対応していくかが問題となるが、それには2つの考え方がある。ひとつは最大限排除するというものであり、もうひとつは最小限のフリーライダーは黙認するというもの。前者にかかるコストは非常に大きいことから、後者の考え方をとっても良いのではないか。

本制度の財源負担に関して、知事会としては制度創設要望時から一貫して、公共土木施設等の災害復旧制度がそうであるように、原則国が2/3又は8割負担すべきではないかと思っている。

巨大災害の場合は、国家の一大事であるから、現制度以上に国が負担すべきということではないだろうか。

被災者の相談の現場をみると、生活再建の相談に来る人は、経済的にも社会的にも厳しい状況にある人だということを痛感する。このような方々こそ公的に支援すべき人であり、住まいを取り戻すことに資金をいかに有効に使うかを考えれば、年齢・年収要件の緩和は必要ないと考える。また、限度額についても引き上げる必要はないと考える。

同じ全壊でも「層破壊」と「層破壊でない全壊」とを区分して考えるべき。層破壊していなければ、修繕が可能であり、また、家財も大丈夫である。一方、地盤被害は今の仕組みでは反映されない。被害認定の方法も見直すべきではないか。

本制度の見直し方向については、出口(市町村の窓口)での説明がシンプルにできることが大事だろう。

連絡先・問い合わせ先

内閣府 災害復旧・復興担当

参事官補佐 菊 地

参事官付 仲 島

TEL 03-3501-5191(直通)